

京 都 労 働 局
平成 2 2 年 1 1 月 1 8 日
午 前 1 0 時 発 表

担 当	京都労働局労働基準部賃金室 賃 金 室 長 吉田秀樹 賃 金 指 導 官 高橋重夫 電話 0 7 5 - 2 4 1 - 3 2 1 5
--------	---

京都府特定（産業別）最低賃金額の改正決定について 発効日は12月18日

京都地方最低賃金審議会（会長 渡辺 峻 立命館大学名誉教授）は、8月4日に京都労働局長（小池國光）から5業種の「京都府特定（産業別）最低賃金の改正について」諮問を受け、数次にわたる審議を重ねた結果、10月20日京都労働局長あて、下記1の4業種の「京都府特定（産業別）最低賃金の改正について」答申を行いました。

京都労働局長は、この答申を受け所定の手続きを行い、本日11月18日改正決定を行うとともに、同日付けで官報公示を行いました。

なお、各種商品小売業最低賃金については、11月5日に京都地方最低賃金審議会から京都労働局長あて、「京都府特定（産業別）最低賃金の改正について」答申が行われ、現在改正発効に向け所定の手続きを行っています。

記

- 1 京都府特定（産業別）最低賃金のうち、下記の4業種について改正決定が行われ、平成22年12月18日から発効となります。

特定（産業別） 最低賃金の名称	区分	改正金額	現行金額	引上額	引上率
印刷業最低賃金	時間額	765円	761円	4円	0.53%
金属製品製造業最低賃金	時間額	824円	820円	4円	0.49%
電気機械器具製造業最低賃金	時間額	820円	814円	6円	0.74%
輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	830円	824円	6円	0.73%

- 2 各種商品小売業最低賃金については、11月5日に下記のとおり改正答申を受け、現在改正発効に向け所定の手続きを行っています。

特定（産業別） 最低賃金の名称	区分	答申金額	現行金額	引上額	引上率
各種商品小売業最低賃金	時間額	772円	767円	5円	0.65%

- 3 今回、下記の3業種については、京都府特定（産業別）最低賃金の改正に関する関係労使からの申出の提出がなく、改正されていません。

なお、自動車小売業最低賃金については、京都府最低賃金（1）が改正され、自動車小売業最低賃金額を上回ったため、平成22年10月17日から京都府最低賃金の749円が適用されることになりました。

特定（産業別） 最低賃金の名称	区分	現行金額	発効日
はん用・生産用・業務用機械器具製造業最低賃金	時間額	822円	平成20年12月21日
自動車（新車）小売業最低賃金	時間額	750円	平成13年12月20日
	2日額	6,007円	
自動車小売業最低賃金	時間額	749円	平成22年10月17日から京都府最低賃金が適用されています。

- 1 京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、平成22年10月17日から時間額749円となっています。
- 2 日額表示については、次期改定時に合わせて時間額単独へ切替える予定です。